



料金表（商標）

1. 簡易調査

事務所手数料	簡易調査料（文字のみ）	30,000（円） [税別]
	簡易調査料（図形あり）	40,000（円） [税別]

※ 簡易調査の結果、登録の可能性が低かった場合などには出願を中止することも可能です。その場合は、簡易調査までにかかった費用（相談料、簡易調査料など）のみを請求致します。

2. 出願（申請）

事務所手数料	出願書類作成料 （検討料・事務手数料を含む）	50,000（円） [税別]
特許庁手数料	出願料	3,400 + 区分数 × 8,600（円）

- ※ 区分数3までの料金です。区分数4以上の出願については別途ご相談ください。
- ※ 簡易調査料と出願書類作成料をご入金頂いた時点で作業に着手します。簡易調査料と出願書類作成料については、作業に着手した後は返還することができませんので、ご注意ください。
- ※ 出願料については出願手続きが完了後に請求致します。
- ※ 区分数1の場合、簡易調査から出願までの合計費用は98,400（円） [税込] です。

3. 審査対応（拒絶対応、中間処理）

事務所手数料	意見書作成料 （検討料・事務手数料を含む）	60,000（円） [税別]
	補正書作成料 （検討料・事務手数料を含む）	20,000（円） [税別]
特許庁手数料	区分数を増やす補正をした場合	増やした区分数 × 8,600（円）

- ※ 登録NGの通知（拒絶理由通知）に対応する際に必要な費用です。
- ※ 意見書のみを提出して対応する場合は、補正書作成料は不要です。
- ※ 意見書や補正書を提出する際の特許庁手数料は無料です。ただし、区分数を増やす補正をする場合は、未納分の出願料に対応する額を納付する必要があります。

[更新] 2016.04.01

2016.04.01現在の料金です。
料金表は予告なく変更する場合があります。

4. 権利設定

事務所手数料	事務手数料	10,000 (円) [税別]
特許庁手数料	設定登録料 (10年分)	区分数 × 28,200 (円)
	設定登録料 (前半5年分)	区分数 × 16,400 (円)

※ 登録OKの通知（登録査定）を受け、商標権を設定してもらう際に必要な費用です。商標の場合、10年分（又は前半5年分）の設定登録料を納付する必要があります。

※ 区分数1、設定登録料（10年分）を納付する場合、商標権設定時の費用は39,000（円）[税込]です。

※ 区分数1、設定登録料（前半5年分）を納付する場合、商標権設定時の費用は27,000（円）[税込]です。ただし、設定登録料（後半5年分）を納付する際にも同額の費用が必要となります。設定登録料（後半5年分）は権利期間の後半に入る前に納付する必要があります。

※ 区分数1、登録NGの通知（拒絶理由通知）を受けることなくストレートに登録され、設定登録料（10年分）を納付する場合、簡易調査から商標権設定までの合計費用は137,400（円）[税込]です。

5. 更新

事務所手数料	事務手数料	10,000 (円) [税別]
特許庁手数料	更新登録料 (10年分)	区分数 × 38,800 (円)
	更新登録料 (前半5年分)	区分数 × 22,600 (円)

※ 商標権の権利期間を更新するために必要な費用です。

※ 区分数1、更新登録料（10年分）を納付する場合、更新時の費用は49,600（円）[税込]です。

※ 区分数1、更新登録料（前半5年分）を納付する場合、更新時の費用は33,400（円）[税込]です。ただし、更新登録料（後半5年分）を納付する際にも同額の費用が必要となります。更新登録料（後半5年分）は権利期間の後半に入る前に納付する必要があります。

[更新] 2016.04.01

2016.04.01現在の料金です。
料金表は予告なく変更する場合があります。